

令和 8 年度（2026 年度）

金沢大学法科大学院

入学試験問題

憲 法

B 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 3 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和 8 年度（2026 年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	憲	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

問題 1（20 点）

次の事例を読み、[問い] に答えなさい。

A は、学生時代に新左翼系のサークルに属していた。とはいえ、すでに学生運動も廃れて久しい時代であったので、特に抗議活動や街宣活動などをすることもなく、学内でビラを配る程度の活動しかしていなかった。

A は大学卒業後、郷里に帰り、主にコメを作っている家業に従事し、まじめに農業を行っている。生産したコメは、JA（農業協同組合）に出荷し、JA がその年の需要を見越して概算金を決め、それが農家に支払われる。昨今、燃料費等の高騰により、コメの生産コストは上昇したが、JA の決める概算金はさほど上がらず、そのためにまったく採算が取れず、赤字となっていた。これに業を煮やした A は、友人たち、特にコメ作り農家仲間とつながっている SNS で、コメ農家を救うよう農水省に直訴しようとして訴えかけた。

A とその仲間は、この投稿を機に、農林水産省の入っている霞が関の庁舎前に集まり、請願書を提出することとした。しかし、SNS を通じて伝播したこの行動への反響は大きく、全国から予想外に多くの人が集まり、また学生時代のサークルの友人たちもこれに参加し、それぞれがのぼりや垂れ幕をもっていたために、驚いた警備員がこれを阻止しようとし、はずみでもみあいが起こり、数人の軽傷者が出る騒ぎとなった。また、それに際して参加者の一部が敷地内の植え込み部分に倒れこみ、これを助けようとした者が押し寄せたため、植栽が破壊されることとなった。この騒ぎにより、数人が暴行罪・傷害罪・器物損壊罪等で逮捕された。

A は、自身はけがもなく、また他人にけがを負わせることもなかったが、SNS で直訴を呼びかける際に、昔のくせでつい「農水省を粉碎せよ」「JA 解体」等の過激な言葉を使っていたことや、かつての新左翼系サークルへの所属が公安に把握されており、そのメンバーが集まった中に複数いたために、これらの破壊行為を煽動したとして、破壊活動防止法第 40 条の罪で起訴された。

[問い] 本件に含まれる憲法上の問題点を、判例を参照しつつ、論じなさい。
なお、デモ・集会の許可については、考えなくてよい。

(参照条文)

破壊活動防止法

第1条 この法律は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に寄与することを目的とする。

第2条 この法律は、国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

第3条 この法律による規制及び規制のための調査は、第1条に規定する目的を達成するために必要な最小限度においてのみ行うべきであつて、いやしくも権限を逸脱して、思想、信教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあつてはならない。

2 この法律による規制及び規制のための調査については、いやしくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようなことがあつてはならない。

第40条 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる罪の予備、陰謀若しくは教唆^{せん}をなし、又はこれらの罪を実行させる目的をもつてするその罪の煽動^{せん}をなした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

一 刑法第106条の罪

二 (以下略)

刑法

第106条 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。

一 (以下略)

問題2 (5点)

行政による立法作用につき、委任命令と執行命令を区別して説明しなさい。